

熊本大学 令和4年度 (日本人学部学生用) 入学料免除 (含 前期授業料免除) 申請のしおり

【対象】 申告番号①、③の者

①【1年次生】

奨学生採用候補者決定通知
支援区分：第Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ区分の者

●下記申請期間中
・入学料・授業料免除の申請
(決定通知のコピー、A様式1)

●令和4年4月入学後、「進学届」提出
(入学ガイドブック22ページ参照)
※「進学届」を確実に入力しないと、
正式な給付奨学生とはなりません。

②【3年次編入生】

最新の支援区分
支援区分：第Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ区分の者

●給付奨学金継続希望の申請期間
令和4年3月17日～3月22日
(入学ガイドブック23ページ参照)
●下記申請期間中
・入学料・授業料免除の申請
(奨学生証のコピー、スカラネット・パーソナルの画面等、A様式1)

●給付奨学金継続希望の申し出により
「給付奨学金継続手続き」
(入学ガイドブック23ページ参照)

③【在学採用(4月)申請予定者】 (1年次生・3年次編入生)

●下記申請期間中
・入学料・授業料免除の申請
(A様式1)

●給付奨学金 (在学採用) に申請
(入学ガイドブック23ページ参照)

●入学料・前期授業料免除結果通知 (予定)

	申告番号①	申告番号③
大学の会議で支援区分の決定	令和4年6月下旬	令和4年7月下旬
入学料・前期授業料の確定、発表	令和4年6月下旬	令和4年7月下旬
入学料・前期授業料の納付	令和4年7月中旬	令和4年8月上旬

※支援区分：第Ⅰ区分 (全額免除)、第Ⅱ区分 (2/3免除、1/3納付)、第Ⅲ区分 (1/3免除、2/3納付)

※結果発表後14日以内に入学料の本人負担額を納付する必要があります。

本学が定めた期限までに納付を怠った場合、学則に基づき「除籍」となります。

見本

令和〇年度大学等奨学生採用候補者決定通知 【進学先提出用】

登録番号	年	組
学 年 等	出席番号	
氏 名		

交付書類コード＝

※ コードにより交付される書類が異なります。封筒の裏面にてご確認ください。

独立行政法人日本学生支援機構

1. 選考結果

選 考 結 果	給付奨学金	貸与奨学金	
	候補者決定 支援区分：第Ⅰ区分 第Ⅱ区分 第Ⅲ区分	第一種奨学金 候補者決定	第二種奨学金 候補者決定

選抜種別等	申請期間 (郵送)
総合型選抜	令和4年2月24日 (木) ～28日 (月) 「消印有効」
学校推薦型選抜Ⅰ	
学校推薦型選抜Ⅱ	
一般選抜 (前期日程)	令和4年3月14日 (月) ～18日 (金) 「消印有効」
帰国生徒選抜	
一般選抜 (後期日程)	令和4年3月28日 (月) ～30日 (水) 「消印有効」
第3年次編入学選抜	

※ 提出書類は「レターパックライト」(追跡確認ができるため)を使用し、品名欄に
「受験番号」、「学部名」及び「入学料免除申請書類等」と記入して郵送してください。

※申請期間を過ぎた場合は、一切受け付けません。

[送付先]〒860-8555 熊本市中央区黒髪2丁目40番1号

熊本大学学生支援部学生生活課経済支援担当

[問い合わせ先] 096-342-2151、2126

大学等における修学の支援に関する法律による
授業料等減免の対象者の認定に関する申請書

A様式1

年 月 日

国立大学法人熊本大学長 殿

私は、貴学（貴校）に対し、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者としての認定を申請します。

- 申請にあたって、私は以下の事項を確認し、理解しています。
- ◆ この申請書の記載事項は事実と相違ありません。なお、申請書の記載事項に事実と相違があった場合、認定を取り消され、減免を打ち切られることがあるとともに、在学する学校から減免を受けた金額の支払を求められることがあることを承知しています。
 - ◆ 授業料等減免の対象者の認定手続きにおいて、独立行政法人日本学生支援機構（以下、「機構」という。）を通じ、熊本大学が機構の保有する私の給付型奨学金に関する情報の送付を受けること、及び機構が熊本大学の保有する私の授業料等減免等に関する情報の送付を受けることに同意します。
 - ◆ 現在、他の学校において、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免を受けておらず、当該授業料等減免の対象者の認定申請中でもありません。

※以下のすべての項目を申請者本人が記入してください。（＊を附した項目については、該当者のみ記入すること。）

申請者	フリガナ			入学年月	年 月 入学
	氏 名				
	生年月日	(西暦) 年 月 日生 (歳)			
	現住所	〒 都道府県 市区町村			
	所属学部・学科等			学籍番号	
	学 年		昼間・夜間・通信の別	☒ 昼 (昼夜開講を含む) ☐ 夜 ☐ 通信	
	過去に本制度の支援を受けた学校名、期間(＊)	(学校名)		(期間/月数) 年 月～ 年 月 / 月	
	過去に本制度の入学金減免を受けたことがありますか。			ある ・ ない	
	機構の給付型奨学金に関する情報 (いずれかの□に✓印を付け、右欄に該当する番号を記載してください。) ※予約採用の採用候補者は、機構からの通知のコピーを添付すること				
	☐ 予約採用の申込を行った者 【給付型奨学金の申込の受付番号（採用候補者となっていれば登録番号、給付奨学生となっていれば奨学生番号）】				
☐ 在学(在学予約)採用の申込を行った者 【給付型奨学金の申込の受付番号 (給付奨学生となっていれば奨学生番号)】					

申請書の作成にあたっての注意事項

- イ 大学等における修学の支援に関する法律による修学支援は、授業料等減免と給付型奨学金により行うこととしております。このため、あらかじめ機構に給付型奨学金の申込みを行ってください。給付奨学金の申込みがない場合、授業料等減免の申請書類審査等に一定の時間を要します。
給付型奨学金の申込みを行わず（行う予定がなく）、「機構の給付型奨学金に関する情報」の欄を記入できない場合は、（別紙１）の提出が必要です。更に、本学に編入学又は転学（若しくは専攻科に入学）した学生等であって、編入学又は転学（若しくは専攻科に入学）する前に在学していた学校（大学、短大、高専、専門学校）が２つ以上ある場合は、あわせて（別紙２）の提出が必要です。家計急変による申込を行う場合は、あわせて（別紙３）の提出が必要です。（給付型奨学金をあわせて申し込む（既に申し込んでいる）場合は、別紙１～３の提出は不要です。）
なお、給付型奨学金と授業料等減免の認定の要件は同一であるため、給付奨学金に申し込んだ結果、認定を受けることができなかった（給付奨学生として採用されなかった）場合は、同じ期間、授業料等減免の支援についても受けることはできません。
- ロ 給付型奨学金に未申請のため、「機構の給付型奨学金に関する情報」の欄を記入することができない場合は、直近の給付型奨学金の申請期間内に申請を行い、速やかにその旨を本学に申し出てください。
- ハ 「機構の給付型奨学金に関する情報」の欄について、予約採用における採用候補者は、採用候補者決定通知の受付番号を記入するとともに、学校から指示があった場合は採用候補者決定通知のコピーを添付してください。
- ニ 過去に、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の支援を受けたことがある場合には、当該期間の月数を申告してください。
- ホ 入学年月について、編入学又は転学等により入学した場合は、その年月を記入してください。専攻科に在学している場合は、専攻科に入学した年月を記入してください。
- ヘ 申請書に記載された内容及び提出された書類の情報は、授業料等減免の認定及び本学が実施する経済支援のために利用します。また、今後の授業料等減免制度の検討のため、統計資料の作成に利用する場合がありますが、作成に際しては個人が特定できないように処理します。
- ト 申請にあたっては、学校から配付される冊子等をよく読み、本制度について理解したうえで行ってください。特に、次のことについて留意してください。
① 卒業まで自動的に授業料等減免を受けられるわけではなく、半年ごとに継続願を提出する等、必要な手続きがあること
② 定期的に実施される収入・資産額等の判定により、支援額が変更となったり、支援が停止する場合があること
③ 定期的に実施される学業成績の判定により、支援が打ち切りとなったり、支援が遡って取り消される（減免が取り消されて授業料の支払いが必要となる）場合があること
④ 本制度による授業料等減免又は給付型奨学金のいずれか一方でも受ける場合、日本学生支援機構の第一種奨学金（無利子）の利用にあたって当該奨学金の貸与上限額が変更されること
※ 貸与上限額の詳細は日本学生支援機構のホームページや資料に記載しています。

※このページは、提出不要です。

大学等における修学の支援に関する法律による
授業料等減免の対象者の認定に関する申請書

A様式1

記入例

2022年 3月 15日

国立大学法人熊本大学長 殿

私は、貴学（貴校）に対し、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者としての認定を申請します。

申請にあたって、私は以下の事項を確認し、理解しています。

- ◆ この申請書の記載事項は事実と相違ありません。なお、申請書の記載事項に事実と相違があった場合、認定を取り消され、減免を打ち切られることがあるとともに、在学する学校から減免を受けた金額の支払を求められることがあることを承知しています。
- ◆ 授業料等減免の対象者の認定手続きにおいて、独立行政法人日本学生支援機構（以下、「機構」という。）を通じ、熊本大学が機構の保有する私の給付型奨学金に関する情報の送付を受けること、及び機構が熊本大学の保有する私の授業料等減免等に関する情報の送付を受けることに同意します。
- ◆ 現在、他の学校において、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免を受けておらず、当該授業料等減免の対象者の認定申請中でもありません。

※以下のすべての項目を申請者本人が記入してください。（*を附した項目については、該当者のみ記入すること。）

申請者	フリガナ	クマモト タロウ		入学年月	2022年 4月入学
	氏 名	熊本 太郎			
	生年月日	(西暦) 2003年 5月 1日生 (18歳)			
	現住所	〒 860 ー 8555 熊本 都道府県 熊本 市区町村 中央区黒髪〇-×-△-◎〇〇号室			
	所属学部・学科等	工学部・情報電気工学科		受験番号	12345
	学 年	1	昼間・夜間・通信の別	☒ 昼（昼夜開講を含む） ☐ 夜 ☐ 通信	
	過去に本制度の支援を受けた学校名、期間（*）	(学校名)		(期間/月数) 年 月～ 年 月 / 月	
	過去に本制度の入学金減免を受けたことがありますか。	ある ・ ☒ ない			
	機構の給付型奨学金に関する情報 (いずれかの□に✓印を付け、右欄に該当する番号を記載してください。) ※予約採用の採用候補者は、機構からの通知のコピーを添付すること				
	☒ 予約採用の申込を行った者 【給付型奨学金の申込の受付番号（採用候補者となっていれば登録番号、給付奨学生となっていれば奨学生番号）】		※高等学校在学時（大学入学前）に給付奨学金に申請した者 →採用候補者決定通知記載の登録番号		
☐ 在学(在学予約)採用の申込を行った者 【給付型奨学金の申込の受付番号 (給付奨学生となっていれば奨学生番号)】		※在学採用申請予定者（申告番号③）は記入不要 ※高等専門学校等在学時に給付奨学生に採用された者 →奨学生番号			

申請書の作成にあたっての注意事項

- イ 大学等における修学の支援に関する法律による修学支援は、授業料等減免と給付型奨学金により行うこととしております。このため、あらかじめ機構に給付型奨学金の申込みを行ってください。給付奨学金の申込みがない場合、授業料等減免の申請書類審査等に一定の時間を要します。
給付型奨学金の申込みを行わず（行う予定がなく）、「機構の給付型奨学金に関する情報」の欄を記入できない場合は、（別紙１）の提出が必要です。更に、本学に編入学又は転学（若しくは専攻科に入学）した学生等であって、編入学又は転学（若しくは専攻科に入学）する前に在学していた学校（大学、短大、高専、専門学校）が２つ以上ある場合は、あわせて（別紙２）の提出が必要です。家計急変による申込を行う場合は、あわせて（別紙３）の提出が必要です。（給付型奨学金をあわせて申し込む（既に申し込んでいる）場合は、別紙１～３の提出は不要です。）
なお、給付型奨学金と授業料等減免の認定の要件は同一であるため、給付奨学金に申し込んだ結果、認定を受けることができなかった（給付奨学生として採用されなかった）場合は、同じ期間、授業料等減免の支援についても受けることはできません。
- ロ 給付型奨学金に未申請のため、「機構の給付型奨学金に関する情報」の欄を記入することができない場合は、直近の給付型奨学金の申請期間内に申請を行い、速やかにその旨を本学に申し出てください。
- ハ 「機構の給付型奨学金に関する情報」の欄について、予約採用における採用候補者は、採用候補者決定通知の受付番号を記入するとともに、学校から指示があった場合は採用候補者決定通知のコピーを添付してください。
- ニ 過去に、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の支援を受けたことがある場合には、当該期間の月数を申告してください。
- ホ 入学年月について、編入学又は転学等により入学した場合は、その年月を記入してください。専攻科に在学している場合は、専攻科に入学した年月を記入してください。
- ヘ 申請書に記載された内容及び提出された書類の情報は、授業料等減免の認定及び本学が実施する経済支援のために利用します。また、今後の授業料等減免制度の検討のため、統計資料の作成に利用する場合がありますが、作成に際しては個人が特定できないように処理します。
- ト 申請にあたっては、学校から配付される冊子等をよく読み、本制度について理解したうえで行ってください。特に、次のことについて留意してください。
① 卒業まで自動的に授業料等減免を受けられるわけではなく、半年ごとに継続願を提出する等、必要な手続きがあること
② 定期的に実施される収入・資産額等の判定により、支援額が変更となったり、支援が停止する場合があること
③ 定期的に実施される学業成績の判定により、支援が打ち切りとなったり、支援が遡って取り消される（減免が取り消されて授業料の支払いが必要となる）場合があること
④ 本制度による授業料等減免又は給付型奨学金のいずれか一方でも受ける場合、日本学生支援機構の第一種奨学金（無利子）の利用にあたって当該奨学金の貸与上限額が変更されること
※ 貸与上限額の詳細は日本学生支援機構のホームページや資料に記載しています。

※このページは、提出不要です。